

相互提案型協働事業

市では、協働のまちづくりを進めるため、市または市民活動団体からの提案による相互提案型協働事業を実施しています。令和2年度は、次の3事業を相互提案型協働事業（団体提案協働事業）に決定しました。

児童ホームの防災対策事業

令和元年度に作成したハンドブックを基に、新たに5カ所の児童ホームで訓練、研修を行います。

○事業担当 ざま災害ボランティアネットワーク、子ども育成課

子育て家庭が暮らしやすい環境づくり支援事業

インターネット媒体を使い情報発信やイベントを開催し参加者や関係者の交流を図ります。

○事業担当 座間子育て応援プロジェクト！、子ども政策課

無縁遺骨を縁のある遺骨に変え適切に埋葬する事業

無縁遺骨や拒否遺骨などの問題についてチラシ、冊子の作成およびセミナーや相談会を開催し、返還、埋葬を行います。

○事業担当 社会福祉法人足跡の会、生活援護課

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 ☎046(255)3550

木造住宅無料耐震相談会

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、県建築士事務所協会による無料耐震相談会を開催します。なお、市では、耐震診断に関する電話や訪問などによる個別勧誘を行っていません。

○とき 5月30日（土）午前9時30分～午後4時

※相談は約45分で時間予約制（申込順）。

○ところ 青少年センター

○持ち物 受付後に市が送付する書類、確認申請などの図面（略図可）、建物状況が分かる写真など

○申込方法 4月20日（月）～5月11日（月）に電話、ファクスまたは直接担当へ

相談会参加者への補助

相談会に参加した方へ次の通り補助します。なお、住宅耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置制度があります。

○耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1（上限5万円）

○改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1（上限5万円）

○耐震改修工事を実施する方 現場立ち会い費用の2分の1（上限3万円）と耐震改修工事費用の2分の1（上限50万円）、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

なくそう「食品ロス」

まだ食べられるのに捨てられる食品を「食品ロス」と言います。

世界規模で見ると、生産された食料の約3分の1に当たる約13億トンが毎年廃棄されています。国内でも年間約1,700トンが廃棄されており、約500～800万トンの食品ロスが含まれると推計されています。これは世界の食料援助量の約2倍で、約5割が家庭から出たものです。

世界では、年間約500万人の子どもが栄養不良に関連して5歳になる前に命を落としているという、悲しい現実があります。食品ロスのない社会を実現させるために「食べきれない分だけを注文する」「食材を買い込み過ぎない」「賞味期限と消費期限の違いを理解する」「食材の捨てる部分を減らす」などのご協力をお願いします。

担当 資源対策課 ☎046(252)7985 ☎046(252)7616



スマートハウス関連設備設置補助制度

再生可能エネルギーの活用推進と地球温暖化防止を目的として、次の設備を設置する方へ補助金を交付します。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

○補助内容 ▽住宅用太陽光発電システム＝出力1キロワット当たり1万2千円（上限4万円）▽エネファーム＝4万円▽リチウムイオン蓄電池＝4万円▽HEMS（ヘムス）＝8千円

○補助対象 市税の滞納がない、市内在住者または市内に住宅を購入・建築する方

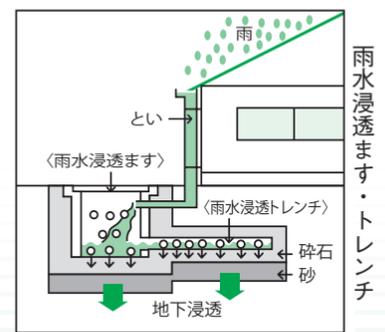
○申込方法 市役所4階環境政策課などで配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、設置着手の14日前までに直接担当へ

担当 環境政策課 ☎046(252)7675 ☎046(257)7743

雨水浸透施設などの設置助成

地下水・湧水を保全するため、次の通り、雨水浸透施設等設置費用の一部を助成しています。詳しくは、担当へお問い合わせください。

○助成額 ▽雨水浸透ます（2基以上設置する場合）＝1基当たり1万2,500円（上限4基。重点的涵養推進区域は1基1万7千円）▽雨水浸透トレンチ＝1メートル当たり6,500円（上限20メートル。1メートル未満切り捨て）▽浸透性アスファルト舗装（100平方メートル以上の駐車場）＝1平方メートル当たり500円（上限500平方メートル）▽雨水貯留槽＝本体価格の2分の1（上限2万5千円。千円未満切り捨て）



担当 環境政策課 ☎046(252)8214 ☎046(257)7743

危険ブロック塀等撤去補助金

地震による倒壊の恐れのあるブロック塀（コンクリートブロック塀、石積塀、万年塀、門柱）などの撤去費用の一部を助成します。

詳しくは、担当へお問い合わせください。

○対象 次の全てに該当するもの

- 道路からの高さを60センチメートル未満にする工事（道路に面さない部分は対象外）
- 申請者がブロック塀の所有者である
- ブロック塀等点検表で危険と判断される
- 未着工の工事
- 令和3年3月31日（水）までに完了し実績報告書の提出ができる工事

○補助額 ▽通学路＝撤去費用の4分の3（上限15万円）▽通学路以外＝撤去費用の2分の1（上限10万円）

○申請方法 市役所4階建築住宅課で配布する申請書、点検表（市ホームページからダウンロード可）、案内図、塀の位置・延長・高さを記入した図面、現況写真、撤去の見積書写しを直接担当へ

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

コミュニティバスの運行

市コミュニティバスは、乗務員のマスクの着用、座席などの消毒、車内換気を行った上で、通常通り運行します。運行状況については市ホームページをご覧ください。

担当 都市計画課 ☎046(252)8289 ☎046(255)3550